

32.06

補正命令に対する補正が、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものである場合の取扱い

意匠法第68条第2項において準備する特許法第17条第3項（手続の補正）の規定による補正命令に対し意匠登録出願人が行った補正が適式なものとして方式審査を通過した後に、その補正が要旨を変更するものと認められる場合には、その補正を却下しなければならない。

（説明）

補正が要旨を変更するものであるか否かについての判断は、実体審査に属するものであるから、方式補正において、実体審査に関わる何らかの訂正又は補充が行われた願書の記載又は願書に添付した図面等については、必ず実体審査における補正の可否についての判断を必要とするものである。

したがって、補正命令に対する補正が、方式審査を通過した後に、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものと認められる場合には、その補正を却下しなければならない。

なお、補正命令に対する補正が、実体審査において要旨を変更するものとして却下された場合の取扱いについては「方式審査便覧43.20（補正-2）」を参照のこと。